

屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインについて（平成17年3月31日付け基発第0331017号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>6 作業環境の測定の結果及びその評価の記録の保存</p> <p>(1)測定結果</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 記録の保存</p> <p>(イ) 上記3の(2)に係る測定については3年間。</p> <p>ただし、令別表第3第1号1、2若しくは4から7までに掲げる物若しくは同表第2号4から6まで、8、12、14、15、19、24、26、29、<u>30、31の2</u>若しくは32に掲げる物に係る測定並びにクロム酸等(特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)第36条第3項に規定するクロム酸等をいう。以下同じ。)を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行った令別表第3第2号11又は21に掲げる物に係る測定については30年間、石綿に係る測定については40年間。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>(2)測定結果の評価</p> <p>イ 記録の保存</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 上記3の(2)に係る評価については3年間。</p>	<p>6 作業環境の測定の結果及びその評価の記録の保存</p> <p>(1)測定結果</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 記録の保存</p> <p>(イ) 上記3の(2)に係る測定については3年間。</p> <p>ただし、令別表第3第1号1、2若しくは4から7までに掲げる物若しくは同表第2号4から6まで、8、12、14、15、19、24、26、29、30若しくは32に掲げる物に係る測定並びにクロム酸等(特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)第36条第3項に規定するクロム酸等をいう。以下同じ。)を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行った令別表第3第2号11又は21に掲げる物に係る測定については30年間、石綿に係る測定については40年間。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>(2)測定結果の評価</p> <p>イ 記録の保存</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 上記3の(2)に係る評価については3年間。</p>

ただし、令別表第3第1号6に掲げる物若しくは同表第2号4から6まで、14、15、19、24、29、30若しくは31の2に掲げる物に係る評価並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉍石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行った令別表第3第2号11又は21に掲げる物に係る評価については30年間、石綿に係る測定については40年間。

(ウ)～(オ) (略)

ただし、令別表第3第1号6に掲げる物若しくは同表第2号4から6まで、14、15、19、24、29、若しくは30に掲げる物に係る評価並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉍石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行った令別表第3第2号11又は21に掲げる物に係る評価については30年間、石綿に係る測定については40年間。

(ウ)～(オ) (略)